

令和2年6月議会

議案説明資料

	ページ
1. 補正予算	
議案第128号 令和2年度福岡市一般会計補正予算案（第4号）	・・・1
2. 一般議案	
議案第131号 福岡市介護保険条例の一部を改正する条例案	・・・5

保健福祉局

1. 補正予算案

議案第 128 号 令和 2 年度福岡市一般会計補正予算案（第 4 号）

総 括

歳 入

(△印 減、単位:千円)

款	補正前の額	補正額	合 計
(19) 国庫支出金	83,615,755	1,388,940	85,004,695
その他（本補正外）	24,886,065	—	24,886,065
歳 入 合 計	108,501,820	1,388,940	109,890,760

歳 出

款	補正前の額	補正額	補正額の
			特定財源
(4) 保 健 福 祉 費	216,987,458	1,841,922	1,388,940
その他(本補正外)	5,816,184	—	—
歳 出 合 計	222,803,642	1,841,922	1,388,940

(△印 減、単位:千円)

財源内訳	合 計	補正後の財源内訳	
		特定財源	一般財源
一般財源			
452,982	218,829,380	108,258,917	110,570,463
—	5,816,184	1,631,843	4,184,341
452,982	224,645,564	109,890,760	114,754,804

議案第 128 号 令和 2 年度福岡市一般会計補正予算案（第 4 号）

（歳出）

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P8 ～ P9	4 保健福祉費	1 社会福祉費	1 社会福祉 総務費	3,968,801	1,811,922 [関連歳入 (19) 国庫支出金 1,358,940 社会福祉費 負担金]	5,780,723
P10 ～ P11		4 障がい 福祉費	1 障がい保健 福祉費	48,708,544	30,000 [関連歳入 (19) 国庫支出金 30,000 障がい福祉費 補助金]	48,738,544
その他(本補正外)				170,126,297	—	170,126,297
歳出合計				222,803,642	1,841,922	224,645,564

説 明

1. 生活困窮者自立支援法関連経費の追加 1,811,922

生活困窮者自立支援事業

住居確保給付金の申請件数増加に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
役務費	180	3,328	3,508
委託料	244,235	133,573	377,808
扶助費	150,723	1,675,021	1,825,744
その他の経費 (本補正外)	973	—	973
計	396,111	1,811,922	2,208,033

1. 自立支援給付の追加 30,000

その他の事業

就労系障がい福祉サービス等の機能強化事業実施に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
負担金、補助及び交付金 [障がい者援護事業補助金]	79,233	30,000	109,233
その他の経費 (本補正外)	588,988	—	588,988
計	668,221	30,000	698,221

議案第 131 号

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、介護保険料を遡って減免する必要があるため、福岡市介護保険条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

福岡市介護保険条例第 18 条第 2 項に規定されている保険料の減免申請の提出期限に関する規定を改正するもの。

改正前	普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限の 3 日前までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の 15 日
-----	--



改正後	市長が別に定める日
-----	-----------

*特別徴収・・・年金からの天引き

*普通徴収・・・納付書・口座振替等での納付

3 施行期日

公布の日

4 適用区分

平成 31 年度分の介護保険料から適用する。

5 福岡市介護保険条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条～第17条 (略)</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当することにより保険料の全部又は一部を負担させることが適当でないと認められる者に対し、保険料を減免することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、<u>普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限の3日前までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに</u>、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第19条～第21条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第13条 (略)</p>	<p>第1条～第17条 (略)</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当することにより保険料の全部又は一部を負担させることが適当でないと認められる者に対し、保険料を減免することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、<u>市長が別に定める日まで</u>に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第19条～第21条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第13条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(適用区分)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の福岡市介護保険条例第18条第2項の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。</u></p>